

## 生活保護のしおり

# 生活保护的指南

このしおりは、生活保護のあらましをわかりやすく書いたものです。お読みいただき、わからないことがあれば、福祉事務所でたずねてください。

此生活指南的内容是有关生活保护的概略，使用简单易懂的说明，来制作此手册。如有不明白处，请向福祉事务所提出咨询。

志木市福祉事務所

志木市福祉事務所

## 1. 生活保護とは

生活保護は、生活に困っている世帯の最低限度の生活を、法律にもとづいて保障することによって、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。

## 什么是生活保护呢？

生活保护是指生活困难的家庭，根据法律予以最低限度的生活保障，协助能尽快的自力过生活，而设立的制度。

## 2. 生活保護を受ける前に

- (1) 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- (2) 保有を認められない不動産、預貯金、生命保険、自動車などの資産は、処分して生活のために活用してください。
- (3) 親、子、兄弟などから、できるだけ援助を受けてください。
- (4) 年金、児童扶養手当などの社会保障で、受けられるものは、すべて受けてください。

## 接受生活保护之前

- (1) 能劳动工作者，请按照自己工作能力来劳动。
- (2) 拥有未受承认的不动产、存款、生命保险、汽车等等资产，为了生活，请妥善的做处分，而能得以活用。
- (3) 最好能舍弃尊严，接受父母、儿女、兄弟等的援助。
- (4) 年金、儿童抚养辅助金等的社会保障，能领受的款项，请申请办理手续，以取得经济的援助。

## 3. 保護を受けたときの権利

- (1) 正当な理由がないのに、保護費を減らされたり、保護を止められたりすることはありません。
- (2) 生活保護で受けた現金や品物を差し押さえられることはありません。
- (3) 生活保護で受けた現金や品物には税金がかかりません。

## 接受生活保护时的权利

- (1) 即使无正当的理由，其生活保护辅助金也不会被减少、或取消生活保护的资格。
- (2) 接受生活保护的辅助金及救援的物品，也不会被押收。
- (3) 接受生活保护的辅助金及救援的物品，不必缴纳税金。

## 4. 保護を受けたときの義務

- (1) 働ける人は、能力に応じて働いてください。そして計画的な暮らしをしてください。
- (2) 次の場合は必ず届け出てください。
  - ア 住所や家賃、地代が変わるとき。
  - イ 仕事や収入（給与、年金など）が変わったとき。
  - ウ 転入、転出、死亡などで家族の人数が変わったとき。
  - エ お医者さんなどにかかるときや、入院や退院したとき。
- (3) 福祉事務所の指導、指示  
福祉事務所の指導、指示には従ってください。従わないときは、保護が受けられなくなる場合があります。

## 接受生活保护时的义务

- (1) 能劳动工作者，请按照自己工作能力来劳动。而且、有计划性的过生活。
- (2) 如有以下的情形，请提出申请、办理有关的手续。
  - ア 地址、房租费、土地租借费用变更时。
  - イ 工作、及收入（工资、年金等等）变更时。
  - ウ 迁移时、死亡等等以及家族的人数有变更时。
  - エ 接受诊疗、入院及出院时
- (3) 福祉事務所の指導、指示  
请遵从福祉事務所の指導、指示。如不遵从时，会有被取消生活保护的资格。

## 5. 福祉事務所の調査・通知

手続きをすると、お住まいや入院先の病院などを訪問し、原則として14日以内に保護が必要かどうかを決定します。

- (1) 保護が受けられる場合  
保護費の金額や支払日を書いてある「保護決定通知書」を送ります。
- (2) 保護が受けられない場合  
保護を受けられない理由が書いてある「却下通知書」を送ります。

## 福祉事務所の調査・通知

如有办理申请手续，将对于您的住居或您的入院的医院等给予访问，是否有接受保护的必要、原则上在14天以内将给予判断决定。

- (1) 能接受生活保护时  
将会邮寄记有保护费的金额及付款日期的「保护决定通知书」
- (2) 不能接受生活保护时  
不能接受生活保护时，将会邮寄记有理由的「却下通知书」

## 6. 保護の種類

生活保護には次の種類があり、必要に応じて支給されます。

- (1) 毎月支払われるもの
  - ア 生活扶助・・・食費、衣料費、光熱水費など基本的な生活費
  - イ 住宅扶助・・・家賃や地代など
  - ウ 教育扶助・・・中学校卒業までに必要な、給食費、教材代、学用品代など
- (2) 直接お医者さんや介護サービス業者などに支払われるもの
  - ア 医療扶助・・・医療費、治療材料費や施術料、看護料あるいは移送費など
  - イ 介護扶助・・・介護保険を利用したときの介護費
- (3) 一時的に支給されるもの（事前に相談が必要です）
  - ア 出産扶助・・・出産の費用
  - イ 生業扶助・・・技能修得の費用、就職の支度費用など
  - ウ 葬祭扶助・・・葬祭に要する費用
  - エ その他・・・おむつ代、炊事用具等の費用や入学準備金、病院等への交通費、転居費用など

## 生活保護の種類

生活保护有以下种类，根据需要，将给予生活保护辅助金的支付。

- (1) 每个月接受的辅助费用
  - ア 生活保护辅助金・・・伙食费、衣料费、瓦斯水电费用等基本的生活费用。
  - イ 住宅辅助金・・・房租费及土地租借费用等。
  - ウ 教育辅助金・・・至中学毕业为止必要的费用。午餐费、教材费、杂用费等。
- (2) 接受医疗及介護服务业等费用。
  - ア 医疗辅助金・・・医疗费用、治疗材料费用及手术费用、看护费用以及移送费用。
  - イ 介護辅助金・・・利用介護保险时的介護费用。
- (3) 临时支付的费用（事前、必须商量。）
  - ア 生育辅助金・・・生产的费用
  - イ 就业辅助金・・・学习技能的费用、就业的准备费用等。
  - ウ 丧祭辅助金・・・办理丧事时，需要的费用。
  - エ 其他・・・纸尿裤费、烹饪用具的费用及入学准备金、上医院的交通费、搬家的费用等等。

## 7. 保護を受けられる基準

生活保護の額（最低生活費）と、世帯の収入をくらべて、収入が最低生活費以下の場合に不足額を支給します。  
（負債の返済は認められません。）

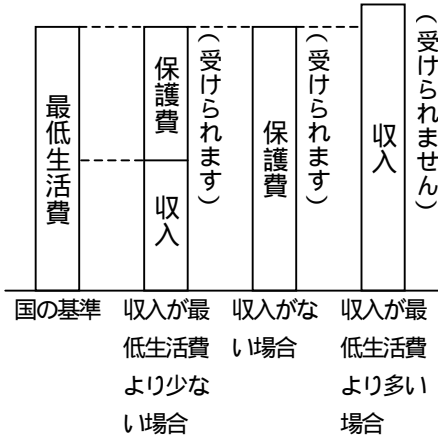
## 接受生活保护的基准

生活保护的金额（最低生活费用）和一户家庭的收入做比较，其收入在最低生活费用以下时，将支付不足的金额。  
（负债的偿还还是不被承认的。）

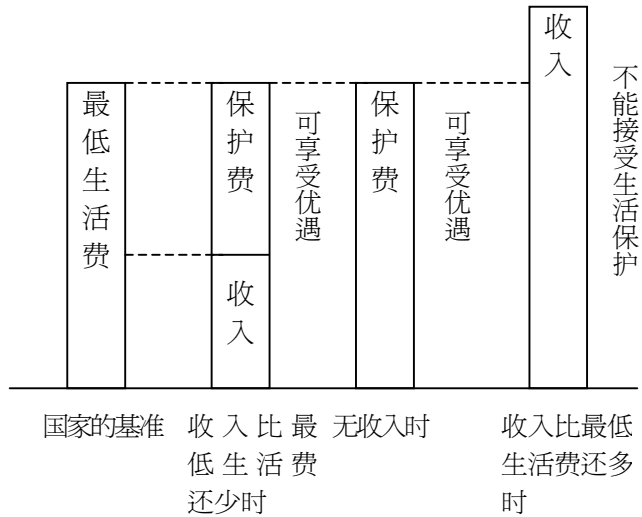
## 8. 保護費の仕組み

## 生活保護費的组成

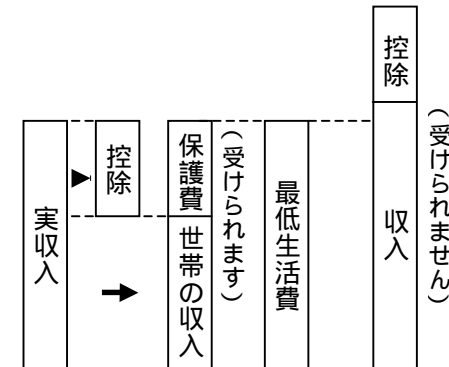
- (1) 年金、仕送りなどの収入の場合  
収入が、最低生活費を下まわった場合に保護が受けられます。



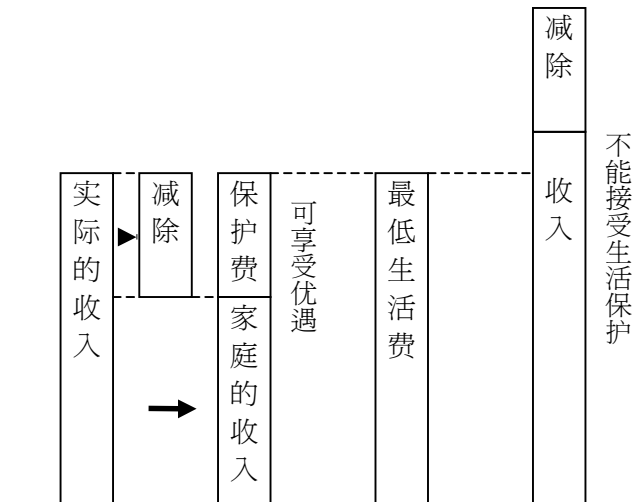
- (1) 年金、寄生活费等等収入の情形、其収入在最低生活费以下时、可接受生活保护的优惠。



- (2) 働きによる収入の場合  
収入から控除を引いたものが、最低生活費を下まわった場合に保護が受けられます。



- (2) 靠着劳动得到的收入的情形  
从收入中减除里扣掉的金额，其金额在最低生活费以下时，可接受生活保护的优惠。



- (3) 医療費が支払えない場合  
収入が最低生活費より多いが、医療費が支払えないときには、保護が受けられる場合もあります。この場合、医療費の一部をお医者さんに、支払っていただくことがあります。くわしくは、福祉事務所で相談してください。

- (3) 无法支付医疗费用时  
收入比最低生活费多，而无法支付医疗费用的情形，亦可接受生活保护的优惠。在此情况之下，一部分的医疗费用是由医院负担的情形也是有的。详细情形，请向福祉事务所咨询。

## 9. あなたの世帯の場合

## 您的家庭情况

(1) 最低生活费

(1) 最低生活費

生活補助金の基準(1類)  
生活扶助基準(1類)

日元 円
---------

住宅補助基準  
住宅扶助基準

+

日元
----

生活補助金の基準(2類)  
生活扶助基準(2類)

日元
----

教育補助基準  
教育扶助基準

+

日元
----

加算( )  
加算( )

日元
----

医療補助基準  
医療扶助基準

+

日元
----

=

日元
----

(2) 家庭的收入

(2) 世帯の収入

收入(过去三个月的平均)  
收入(過去3ヶ月平均)

日元 円
---------

实际费用的减除  
実費の控除

日元
----

勤劳的减除  
勤労控除

日元
----

=

日元
----

(3) 生活保护费

(3) 生活保護費

最低生活费  
最低生活費

日元 円
---------

家庭的收入  
世帯の収入

日元
----

生活保护费  
生活保護費

日元
----

## 10. 保護費の支払い

## 生活保护费的支付

生活保護は、原則として月はじめに、指定された銀行に振り込まれるか、福祉事務所で支払われます。

ただし、最初の支払いの時や、特別な場合には、福祉事務所で支払われます。入院中の方には、送金することもできます。

生活保护费用、原则上是在月初的开始，汇款至所指定的银行里，或者在福祉事务所给予支付。

只是、第一次的支付，还有特别的情况时，将在福祉事务所给予支付。入院中、也可汇钱至医院。

## 11. 保護費の返還

## 生活保护费的退还

資力があるにもかかわらず保護を受けたときなど、本来受けるべきでなかった保護を受けたときは、福祉事務所が決定した額を返していただきます。

虽然有生活能力，却接受生活保护的援助时，本来就不应该享有的福利，而接受了生活保护的援助；请退还福祉事务所决定的金额。

## 12. 不正受給

## 不正当的取得时

不正な方法で保護を受けたときは、支給した金額を返していただきます。

使用不正当的途径，接受了生活保护援助时，请退还已支付的金额。

## 13. 不服のあるとき

## 有异议时

申請の却下や保護の変更、停止、廃止の決定について、疑問がある場合には、直接福祉事務所に説明を求めてください。

有关取消申请及生活保护的变更、停止、废止等决定，有疑问时，请直接向福祉事务所提出咨询，请求说明。

## 14. 病気になったとき

## 生病时

まえもって福祉事務所で手続きをしてから、生活保護法指定のお医者さんに行ってください。

なお、休日や夜間などで、手続きができないときは、生活保護医療受給者証を持って受診してください。その後、できるだけ早く福祉事務所に連絡してください。

请事先至福祉事务所办理手续。请至生活保护法所指定的医院，接受治疗。另外、休假日及夜间等，无法办理手续时，请携带生活保护医疗受给者证，接受治疗。

之后，请尽快与福祉事务所联络。

\* (1) 国民健康保険証は使えなくなりますので、福祉事務所の担当に必ずわたしてください。

\* (1) 国民健康保险证已不能使用，请交给福祉事务所。

(2) 健康保険証(社会保険)は、そのまま使えます。  
なお、自己負担は福祉事務所で負担します。

(2) 健康保险证(社会保险)，一如往常，可使用。  
另外，个人负担的部份，由福祉事务所负担。

## 15. 保護費以外に受けられる主なもの 除了生活保护费以外，能减免的事项

住民税、上下水道料、市交通災害  
共済の掛金の減免  
NHK受信料の減免  
修学旅行支度金  
慰問品(夏・冬)

\*くわしくは福祉事務所でおたずね  
ください。

住民税、上下水道费、市交通灾害共済的保险金的减  
免  
NHK放送费的减免  
毕业旅行的费用  
慰问品(夏・冬)

\* 详细情形，请向福祉事务所咨询。

## 16. 相談の受付

## 咨询的受理

相談の受付は次のとおりです。

咨询的受理时间如下所示。

月曜日～ 木曜日	午前8時30分から 午後5時まで (正午から午後1時 までは除く)
金曜日	午前8時30分から 午後7時まで (正午から午後1時 までは除く)

星期日～ 星期四	从上午8点30至下午5点为止 (从中午至下午1点为止除外)
星期五	从上午8点30至下午7点为止 (从中午至下午1点为止除外)

\*相談内容の秘密はかたく守りますの  
で、お気軽にご相談ください。

\*咨询的内容，涉及个人隐私；将严守秘密，请放心商量。

# 17. 福祉事務所一覧表

# 福祉事務所一覧表

福祉事務所名称 福祉事務所名	〒	地 址 所在地	电 话 電話(代表)
志木市福祉事務所 志木市福祉事務所	353-8501	志木市中宗岡 1 - 1 - 1	4 7 3 - 1 1 1 1

您的家庭的担任负责员 \_\_\_\_\_

あなたの世帯の担当は、\_\_\_\_\_ です。

您的地区的民生委员 \_\_\_\_\_

あなたの地区の民生委員は、\_\_\_\_\_ さんです。

地址

住所 \_\_\_\_\_

( ☎ - )